MAXネット光　利用規約

第 1 章 総則

第 1 条 （利用規約の適用）

1. ＭＡＸメディエイト株式会社（以下「当社」といいます）は、ＭＡＸネット光利用規約（以下「利用規約」といいます）を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下「契約者」といいます）に対し、利用規約に基づきインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。
2. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第 2 条（利用規約の変更）

1. 当社は、ホームページに掲載する等の方法により周知し、利用規約を変更することがあります。この場合の料金、その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
2. 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、到着の有無にかかわらず当社が通知を送出した時点で、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第 3 条（用語の定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

ネットワーク ID
当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名
ネットワークパスワード
当社が契約者に対し付与する PPP パスワード

第 4 条（サービスの提供地域および提供範囲）

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。
2. 契約者は当社が相互接続する電気通信事業法にいう電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、インターネット接続に関して契約することになります。

第 2 章 契約

第 5 条（契約の単位）

1. 一つの本サービスに対し、それぞれインターネット接続サービス契約（以下「本契約」といいます）を締結するものとします。
2. 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守するものとします。

第 6 条（サービスの種類）

本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別紙 1 のとおりとします。

第 7 条（ID, パスワードおよびドメイン）

1. 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワーク ID および使用するドメインを定めます。
2. 契約者は、基本サービスの申込にあたりネットワークパスワードを定めます。

第 8 条（権利の譲渡等の制限）

1. 契約者は、本契約を譲渡する場合には当社の定める方法により、契約を譲り受けるもの（以下「譲受者」といいます）とともに当社に申込むものとします。
2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。
3. 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙 1 に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。
4. 当社が契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。
5. 当社が契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
6. 当社は、譲受者が第 12 条 4 項に該当する場合もしくは本契約が第 23 条 1 項に該当し提供停止となっている場合には、契約譲渡を承諾しない場合があります。
7. 本契約から生じる契約上の地位を本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第 9 条（最低利用期間）

契約者の最低利用期間は第 12 条に定める利用開始月を含め、別紙 1 に記載のプランに応じた月数の月末とします。

第 10 条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）

1. 契約者は、その契約の満了と同時に新たに契約と締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
2. 当社は本契約の満了日までに第 26 条に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に契約を更新するものとします。
3. 当社は前項の規定により、契約を更新するときは、第 12 条の規定に準じて取扱います。
4. なお、契約更新に伴い契約解除料が発生しない期間（更新月）については、別紙 1 に定めるとおりとします。

第 3 章 申込および承諾

第 11 条（契約申込の方法）

1. 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。
2. 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
3. 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得た上で記載するものとします。
4. 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第 12 条（契約申込の承諾）

1. 当社が基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始可能日及びネットワーク ID、ネットワークパスワードを記載した通知書面（以下「開通のご案内」といいます）を当社の定める方法で契約者に送付します。契約者が開通のご案内を元に初回接続を行った日を基本サービスに関する利用契約の成立日とし、契約開始月とします。
2. 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日はこの申込日とし、この日の属する月を利用開始

月とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。

3. 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
4. 当社は、契約者が本サービスの利用料金の支払方法を登録した後に、開通のご案内を送付するものとします。
   契約者が支払方法の登録を完了しない場合、当社は開通のご案内の送付を行わず、契約者は本サービスを利用することができません。
   支払方法の登録完了後、当社は速やかに開通のご案内を送付し契約者はサービスの利用を開始できるものとします。
5. 当社は、次の場合には本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
   (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
   (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
   (3) 本サービスの申込をした者が第 23 条第 1 項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
   (4) 本サービスの申込をした者が過去において第 23 条第 1 項各号に該当したとき、または当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
   (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
   (6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
   (7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
   (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

6. 当社は、前項にあげる場合以外に別に定める審査基準に従い申し込みを審査します。利用申込に対し審査基準に適合しない場合は、当社は本サービス利用の申し込みを承諾しないことがあります。
7. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第 13 条（保証金）

1. 当社は、前条第 5 項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れいただくことを条件に、申し込みを承諾する場合があります。
2. 前項の承諾通知を受けた場合には、契約者は当社の指定する期日にまでに保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。
3. 第 1 項の保証金の金額設定は、6 ヶ月ごとに当社と契約者の間で協議を行い、その結果見直しを行なうことがあります。
4. 契約が終了した場合には、当社は保証金を該当契約者の残存債務に充当することができるものとし、その上で残金があった場合には、契約終了後 3 ヶ月以内に契約者に利息を付けることなく返還します。
5. 前項の定めにかかわらず、当社は契約者に対する本サービスにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を任意に処分してその代金を該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行なった場合には、当社は直ちに契約者に対しその旨を通知します。
6. 前項により、保証金が債務の弁済に充当された場合には、契約者は当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。
7. 第 5 項に定める場合のほかは、当社は保証金を処分することができないものとします。

第 4 章 契約事項の変更

第 14 条（契約事項の変更）

1. 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。
2. 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
3. 当社は、第 1 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

第 15 条（契約者の名称等の変更）

契約者は以下の各号に変更があった場合はその旨を当社が別途定める方法によりすみやかに当社に届け出るものとします。なお変更の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(1) 氏名または名称
(2) 住所または居所
(3) 連絡先電話番号
(4) 当社に届け出た支払方法に関する事項

第 16 条（契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡した場合には、利用契約は終了します。
2. 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき、被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

第 5 章 契約者の義務

第 17 条（ID、パスワードの管理）

1. 契約者は本サービスにて提供される ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
3. 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（技術基準の維持）

契約者は、第 40 条に定める装置維持基準を遵守するものとします。

第 19 条（電子メールの受領）

1. 契約者は、常に当社からの電子メールが契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合にはそれに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。
2. 当社は契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで

送信する場合があります。

第 20 条（禁止行為）

1. 契約者は本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
   (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
   (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
   (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
   (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
   (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかす、もしくは容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
   (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
   (10) 無限連鎖講（ねずみ講）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
   (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
   (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
   (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
   (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において、本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
   (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
   (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (18) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害する、あるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用する、もしくは第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
   (19) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
   (20) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄、または消去する行為。
   (21) 他人の ID およびパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
   (22) ひとつの ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為。
   (23) その他、他人の法的利益を侵害する、もしくは公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3. 第 1 項第 12 号および第 13 号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただしその後第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は第 23 条に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
4. 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合当社は第 23 条に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第 6 章 利用の制限、提供停止、提供中止、本サービスの廃止

第 21 条（利用の制限）

当社は天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第 22 条（児童ポルノ画像のブロッキング）

1. 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

第 23 条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは事前に当該契約者に通知することなく当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
   (1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
   (2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反した場合。
   (3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
   (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
   (5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払口座を使用することができなくなったとき。
   (6) その他、当社が不適切と判断する行為をしたとき。

2. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるものとします。
(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
(2) 第5章に定める契約者の義務に違反した場合。
(3) 一時に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合、または第三者の電子メール通信に著しく支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。
(4) 「フレッツ」接続サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置する、ファイル転送のコンピュータ・プログラムを常時起動して使用するなどして、「フレッツ」サービスで提供しえる通信帯域を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障が生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。
(5) 当社のネームサーバ（DNS）に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信し、当社のネームサーバ（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に応答しない措置を当社のネームサーバ（DNS）に講ずる場合があります。

3. 第1項および第2項による本サービスの提供の停止は、原則として停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後停止の解除措置を行います。ただし停止の解除措置に、数日要する場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は即時に停止を行い事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が当社の定める所定の基準を超えた場合または第20条各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。
6. 当社は前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第 24 条（提供中止）

1. 当社は、次の場合には本サービスの提供を中止することができるものとします。
(1) 当社の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
(2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
(3) 第21条に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第 25 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には 3 ヶ月以上前に書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し本サービスを廃止することとします。
2. 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 7 章 契約の解約

第 26 条（契約者が行う利用契約の解約）

1. 契約者が利用契約を解約しようとする場合は、解約する旨および解約するサービスの種類などを当社指定の方法（※）により、当社に通知するものとします。
当社指定の方法以外でのお手続きの場合、事務手数料が発生する場合がございます。

※当社ホームページの「解約のお申込みフォーム」からお手続きください。
https://max-n.com/faq/support/cancel/

2. 毎月20日までに弊社に通知があったものについては、当該通知のあった月の末日に、毎月21日から末日までに弊社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月末日に、本契約の解約が成立するものとします。

第 27 条（当社が行う利用契約の解約）

1. 当社は、次に掲げる事由があるときはあらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解約することができるものとします。
(1) 第23条の規定に該当する契約者が、その事実を解消しないおそれがあるとき。
(2) 第23条の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(3) 第12条第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
(4) 契約時またはその後の契約者ご申告の連絡先等に連絡が取れないとき
(5) 契約者の手形または小切手の不渡りが発生した場合
(6) 契約者に仮差押、差押、競売、破産、仮処分その他の強制執行、破産、民事再生手続、会社更生手続、特別精算の申し立てがされたとき
(7) 第25条に基づき、当社が本サービスを廃止するとき。
(8) 契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき
(9) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出がない場合。
(10) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解約されたとき。
2. 当社は、前項の規定によりその利用契約を解除しようとするときは事前または事後に契約者に通知します。

第 8 章 料金等

第 28 条（料金の額）

1. 当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別紙1のとおりとします。
2. 契約者は、当社が提供する通信サービスに関し、法令に基づき定められる**電話のユニバーサルサービス料**および**ブロードバンドユニバーサルサービス料**を、別途ご負担

いただくものとします。
3. 前項に定める各ユニバーサルサービス料の金額、算定方法および適用開始時期は、別紙1の料金詳細に定めるとおりとし、法令または国の定める単価の変更等に伴い改定されるものとします。
4. 当社は、前項の規定により各ユニバーサルサービス料を改定する場合、第2条（利用規約の変更）に基づき、当社ホームページに掲載する等の方法により周知します。

第 29 条（料金等の支払義務）
1. 契約者は前条（料金の額）に規定する料金を支払う義務を負います。
2. 契約者は第 4 条第 2 項による契約に関して、当社が相互接続をする電気通信事業法にいう電気通信事業者に対し、支払いを要しません。
3. 当社が第 12 条第 4 項の規定に従い本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、本サービスの申込をした者が、本サービス利用の申込をなした時点から本サービスの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に本サービスを利用した場合には、当社は当該利用者に対し利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるものとします。

第 30 条（料金の調定）
利用契約が第9条に定める最低利用期間を経過する前に解約されたときにおいても、契約者は、別紙1に記載の解約違約金を支払うものとします。

第 31 条（料金等の支払方法）
契約者は別紙1に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第 32 条（割増金）
料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 33 条（延滞利息）
契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 34 条（割増金等の支払方法）
第 32 条（割増金）および前条（延滞利息）の支払いについては当社が指定する方法により支払うものとします。

第 35 条（消費税）
契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 36 条（端数処理）
当社は料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 37 条（集金代行の委託）
契約者は本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を集金代行会社へ委託することをあらかじめ承諾するものとします。

第 9 章 損害賠償
第 38 条（損害賠償の範囲）
1. 当社は本サービスを提供すべき場合において当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して連続して 24 時間以上本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。
2. 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として損害の賠償をします。
3. 第 1 項の場合において、当社に故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には前項の規定は適用しません。

第 39 条（免責）
契約者が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない）を負うことがあっても、当社はその原因の如何を問わず、前条で規定する責任以外には一切の賠償責任を負わないものとします。ただし当社の故意または重大な過失があった場合には本条を適用しません。

第 10 章 雑則
第 40 条（当社の装置維持基準）
当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第 41 条（当社の損害賠償基準）
1. 本サービスの利用に関連して契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
2. 契約者が本サービスを利用することにより第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 42 条（お客さま情報の保護）
1. 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。
2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
3. 当社はお客さま情報を本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第 43 条（管轄裁判所）
契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 44 条（準拠法）
本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限

り、日本法を適用します。

以上

附則

・本利用規約は 2022 年 4 月 1 日より施行します。
・当社は本利用規約およびそれに付随する書面、提供サービス内容を契約者へ予告なく変更する場合があります。
この場合本サービスの利用条件は変更後の内容が適用されます。
・当該変更内容は、当社が別途定める場合を除いてオンライン上に表示した時点より効力を生じるものとします。

別紙 1

本サービスの詳細

※料金は一部を除き全て税込表示です。

基本サービスの種類

サービスの種類：インターネット光接続

提供条件：

- NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光クロス」サービスのご契約が必要です。
- 対応する「フレッツ光ネクスト」内の適応するサービスタイプ（回線の種別）は、別途当社が定めたものとします。
- サービス提供地域・アクセスポイントはNTT東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。
- 常時接続、最高速度および帯域については保証しません。

※提供条件は変更となる場合があります。

基本サービスプラン

※「開通のご案内」に記載の利用条件を優先するものとします。

プラン名	契約期間	月額料金
マンション 1G プラン	3 年	4180 円
ファミリー1G プラン	3 年	5610 円
10G プラン	3 年	6380 円
マンション 1G 回線のみ	3 年	3575 円
ファミリー1G 回線のみ	3 年	4730 円
10G プラン回線のみ	3 年	5720 円
マンション 1G プラン	なし	5830 円
ファミリー1G プラン	なし	7260 円
10G プラン	なし	8030 円

※月額基本料に加え 1 回線ごとに「ブロードバンドユニバーサルサービス料」が必要です。

基本工事料

※有派遣工事において土日、及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日)、並びに 1 月 2～3 日及び 12 月 29～31 日に工事を実施する場合、割増工事費:3300 円を加算して請求いたします。

	料金
マンション・ファミリー・10G 新規工事料	44000 円 ※初回 1230 円 以降 1222 円×35 回
1G から 10G へのプラン変更	22000 円

※工事費は一括払いも可能です。

※工事料は無派遣・有派遣問わず一律です。

※新規で 10G プランをお申込みの場合、建物の設備状況により工事料が変更になる場合があります。

基本サービスの種類

サービスの種類：IP 電話サービス

提供条件：

- NTT 東日本および西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光クロス」サービスのご契約が必要です。
- サービス提供地域は NTT 東日本および西日本が各「フレッツ」サービスを提供する地域内で当社が別途定めるものを利用します。

※提供条件は変更となる場合があります。

ひかり電話サービスプラン

※「開通のご案内」に記載の利用条件を優先するものとします。

プラン名	月額料金
ひかり電話基本	550 円
ひかり電話 A	1650 円
ひかり電話オフィス	1430 円
ひかり電話オフィス A	1210 円
ひかり電話ネクスト	2750 円
ひかり電話ネクスト A	3850 円

※ひかり電話 A、ひかり電話ネクスト A は月額基本料内で以下のサービスをご利用いただけます。
①ナンバー・ディスプレイ　②ナンバー・リクエスト
③キャッチホン　④迷惑電話おことわりサービス
⑤着信お知らせメール　⑥ボイスワープ

※ひかり電話 A、ひかり電話ネクスト A は月額基本料で【422 円分（最大 3 時間相当)】の通話がご利用いただけます。
余った通話分は翌月に繰越できますが、翌月に使い切らなかった場合、及びプランの変更、ひかり電話契約の解除の場合、繰越した通話料分は無効となります。月額基本料に含まれる通話料分の通話対象は、NTT 東西の加入電話・INS ネット（電話サービス)・ひかり電話【データコネクト（データ通信）へのデータ通信は除く】・他社一般加入電話・他社 IP 電話（050 番号への通話を除く）のみとなります。

※月額基本料に加え 1 番号ごとに「電話のユニバーサルサービス料」が必要です。

※月額基本料に加え 1 番号ごとに「電話リレーサービス料」が必要です。

※ひかり電話オフィス A は月額基本料内で以下のサービスをご利用いただけます。
①ナンバー・ディスプレイ　②ナンバー・リクエスト
③ボイスワープ　④迷惑電話おことわりサービス
⑤グループ通話定額

ひかり電話各プランの付加サービスに関する利用料は次ページに記載がございます

付加サービスに関する費用

ひかり電話（基本・A)、ひかり電話ネクスト（基本・A）

付加サービス利用料①

	サービス名	料金	契約単位
●	ナンバー・ディスプレイ	440 円	回線
●	ナンバー・リクエスト	220 円	回線
●	キャッチホン	330 円	回線
●	ボイスワープ	550 円	回線
●	迷惑電話お断りサービス	220 円	回線/番号
●	着信お知らせメール	110 円	番号
	FAX お知らせメール	110 円	番号
	追加番号	110 円	番号
	複数チャネル	440 円	チャネル
	テレビ電話	無料	回線
	高音質電話	無料	回線
	データコネクト	無料	回線

※A プランには月額料金に●印のサービスが含まれています。

付加サービス利用料②　【フリーアクセス・ひかりワイド】

サービス名		料金	契約単位
基本機能		1100 円	FA 番号
オプション	複数回線管理機能	1100 円	FA 番号
	発信地域振分機能	385 円	FA 番号
	話中時迂回機能	880 円	迂回グループ
	着信振分接続機能	770 円	振分グループ
	時間外案内機能	715 円	番号
	カスタマーコントロール機能	無料	FA 番号
特定番号通知機能		110 円	番号

付加サービス利用料③　【ひかり電話＃ダイヤル】

区分	料金	単位
西日本利用型	16500 円	＃ダイヤル番号
ブロック内利用型	11000 円	＃ダイヤル番号

その他料金

区分	料金	契約単位
電話帳重複掲載費	550 円	掲載

ひかり電話（オフィスタイプ・オフィス A）

付加サービス利用料①

	サービス名	料金	契約単位
●	ナンバー・ディスプレイ	1320 円	回線
●	ナンバー・リクエスト	660 円	回線
※	一括転送機能	3300 円	回線
●	ボイスワープ	550 円	回線
●	迷惑電話お断りサービス	220 円	回線/番号
●	着信お知らせメール	110 円	番号
※	FAX お知らせメール	110 円	番号
※	故障・回復通知機能	3300 円	回線
	追加番号	110 円	番号
	複数チャネル（オフィス）	440 円	チャネル
	複数チャネル（オフィス A）	1100 円	チャネル
	グループ通話定額	440	チャネル
	テレビ電話	無料	回線
	高音質電話	無料	回線
	データコネクト	無料	回線

※A プランには月額料金に●印のサービスが含まれています
※A プランでは FAX お知らせメールはご利用いただけません
※一括転送機能、故障・回復通知機能は A プランのみご利用いただけます

付加サービス利用料②　【フリーアクセス・ひかりワイド】

サービス名		料金	契約単位
基本機能		1100 円	FA 番号
オプション	複数回線管理機能	1100 円	FA 番号
	発信地域振分機能	385 円	FA 番号
	話中時迂回機能	880 円	迂回グループ
	着信振分接続機能	770 円	振分グループ
	時間外案内機能	715 円	番号
	カスタマーコントロール機能	無料	FA 番号
特定番号通知機能		110 円	番号

付加サービス利用料③　【ひかり電話＃ダイヤル】

区分	料金	単位
東日本/西日本利用型	16500 円	＃ダイヤル番号
ブロック内利用型	11000 円	＃ダイヤル番号

付加サービス利用料④　【グループダイヤリング】

区分	料金	単位
基本利用料	3850 円	利用者回線
追加事業者番号	2200 円	追加事業者番号

※A プランのみご利用いただけます

その他料金

区分	料金	契約単位
電話帳重複掲載費	550 円	掲載

機器に関する費用

ホームゲートウェイ月額利用料

※ひかり電話（オフィス、オフィスAは除く）のご利用にあたりホームゲートウェイが必要です。ホームゲートウェイ利用料は月額に含まれています。

区分	料金	単位
ひかり電話対応型ホームゲートウェイ	550円	1台
ひかり電話対応型ホームゲートウェイ 無線LAN機能付	660円	1台
無線LANカードレンタル　東日本	330円	1枚
無線LANカードレンタル　西日本	110円	1枚

IEEE802.11ac/n/a/g/b、Draft IEEE802.11axに準拠しているWi-Fi対応機器が必要です。
無線LANのご利用にはお客様による接続設定が必要です。
第三者が壁等の障害物を超えて届く電波を傍受することによる情報の盗聴や改ざん、なりすましなどを防止するために、お客様自身の責任と判断でセキュリティに関する設定を行ってください。

本商品の動作について、全ての環境での動作を保証するものではございません。
心臓ペースメーカー等の医療機器の近くで本商品を使用しないでください。医療機器が誤動作する可能性があります。

本商品がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると受信障害を起こすことがあります。

ホームゲートウェイの所有権はNTTにあります。ご使用の際は取扱説明書に従い正しくお取り扱いください。紛失、棄損または解約後にご返却いただけない場合はNTTが指定する費用をお支払いいただきます。

10G対応ルーター月額利用料

区分	料金	単位
レンタル	550円	1台
機器設置工事　※	1650円	1台

お客さまにてルーターをご準備されない場合レンタルが必要です。
※お客さま設置の場合は不要です。また回線の工事と同時にレンタルルーターの設定を希望される場合は、NTTのセットアップサービス(有料)のお申し込みが必要です

ひかり電話オフィス・オフィスA対応アダプター月額利用料

※対応アダプターをお客様が準備される場合は不要です

区分	料金	単位
オフィス　4ch対応	1100円	装置
オフィス　8ch対応	1650円	装置
オフィスA　4ch対応	1100円	装置
オフィスA　8ch対応	1650円	装置
オフィスA　最大23ch対応　※	5940円	装置
オフィスA複合機対応　最大32ch対応	1100円	装置
オフィスA複合機対応　最大300ch対応	5940円	装置

アナログ対応端末用とISDN対応端末用の2タイプがあります。※のみISDN対応端末用の1タイプでの提供となります。

通話に関する費用

区分				料金
国内	ひかり電話、NTT加入電話、他社固定電話、INSネットへの通話及び117等への通話	プラン1 ※	県内	6.6円/3分
			県間	11.0円/3分
		プラン2	県内	8.8円/3分
			県間	
	携帯電話への通話			17.6円/60秒
	他社IP電話（050番号）への通話			11.55円/3分
	PHSへの通話	区域内		11.0円/60秒
		～160km		11.0円/45秒
		160km～		11.0円/36秒
		上記ほか通信1回ごと		11.0円
	データコネクト対応機器同士のデータ通信	利用帯域～64Kbps		1.1円/30秒
		利用帯域64Kbps超～512Kbps		1.65円/30秒
		利用帯512Kbps超～1Mbps		2.2円/30秒
		利用帯域1Mbps～2.6Mbps		16.5円/3分
		利用帯域2.6Mbps超		110.0円/3分
	テレビ電話端末同士の映像通信 データコネクト、テレビ電話等を複数同時利用した場合	利用帯域～2.6Mbps		16.5円/3分
		利用帯域2.6Mbps超		110.0円/3分
国際	(例)アメリカ(本土)への通話			8.91円/60秒

※ひかり電話オフィスAのみ選択可能プランです

ひかり電話の工事に関する費用

有派遣工事において土日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日）、並びに1月2～3日及び12月29～31日に工事を実施する場合、割増工事費3300円を加算して請求いたします。

基本工事料（ネクストプランを除く）

区分	料金
担当者がお伺いする場合	8250円
担当者がお伺いしない場合	2200円

※光回線と同時に工事する場合は無料です。設備状況によっては工事費が変更となる場合があります。

交換機等工事費

（ひかり電話ネクストの場合、回線側の工事費等が必要です）

区分		料金	単位
基本機能※1		1100円	回線
発信者番号通知の変更を行う場合※2		770円	番号
Aプラン※2		1100円	回線
付加サービス	ナンバー・ディスプレイ※2	1100円	回線
	ナンバー・リクエスト※2	1100円	回線
	ボイスワープ※2	1100円	番号
	キャッチホン※2	1100円	回線
	迷惑電話お断りサービス※2	1100円	回線/番号
	着信お知らせメール※2	1100円	番号
	FAXお知らせメール※2	1100円	番号
	一括転送機能※2	1100円	回線
	故障・回復通知機能※2	1100円	回線
	追加番号※3	770円	番号
	複数チャネル※2	1100円	回線
	テレビ電話	無料	回線
	高音質電話	無料	回線
	データコネクト	無料	回線
同番移行※4		2200円	番号
ひかり電話＃ダイヤル		1100円	＃ダイヤル番号
フリーアクセス・ひかりワイド（基本機能）		1100円	FA番号
オプション	発信地域振分機能	1100円	FA番号
	話中時迂回機能	1100円	迂回グループ
	着信振分接続機能	1100円	振分グループ
	時間外案内（受付先変更）機能	1100円	番号
	カスタマーコントロール機能	1100円	FA番号
特定番号通知機能		1100円	番号
グループダイヤリング		1100円	事業所番号

※1　光アクセスサービスの品目変更工事費が無料の場合には、品目変更に伴い発生するひかり電話継続利用時の交換機等工事費は無料です。（継続利用時に基本⇔A間の変更を実施した場合においても工事費は無料です。）オフィス・オフィスAには適用ありません。

※2　ひかり電話（全プラン）と同時に工事する場合は無料です。

※3　ひかり電話と同時工事の場合は無料です（オフィスタイオプ・オフィスAの場合は工事費がかかります。）。

※4　加入電話等を利用休止して、同一番号をひかり電話でご利用される場合の費用です。

ひかり電話ネクスト　基本工事料

区分	料金
担当者がお伺いする場合　※1	23100円
担当者がお伺いしない場合　※2	4400円

※1　①基本工事　②交換機等工事費　③屋内配線工事　④回線終端装置工事　⑤機器工事　が含まれます。

※2　①基本工事　②交換機等工事　が含まれます。

※同番移行等を実施する場合は別途工事費が発生します。

機器工事費（基本・A）

区分		料金	単位
ひかり電話対応ホームゲートウェイ（一体型）無線LAN対応/非対応※1	設置※2	1650円	装置
	設定	1100円	装置
ひかり電話対応ホームゲートウェイ（単体型）無線LAN対応/非対応※1	設置※3	1650円	装置
	設定	1100円	装置

※1　無線LAN対応の場合、無線LANカード（親機）に係る工事費を含みます。

※2　光アクセスの回線終端装置工事と同時に工事する場合は無料です。エンドユーザー様の設備状況によっては工事費が変更になる場合があります。

※3　VDSL方式の回線終端装置等工事と同時に工事する場合は無料となります。

機器工事費（オフィス・オフィスA）

区分	料金	単位
オフィス　4ch対応	8800円	装置
オフィス　8ch対応	10450円	装置
オフィスA　4ch対応	8800円	装置
オフィスA　8ch対応	10450円	装置
オフィスA　最大23ch対応　※	17600円	装置
オフィスA複合機対応　最大32ch	14300円	装置
オフィスA複合機対応　最大300ch	17600円	装置
設定変更工事	5280円	装置

その他工事費

区分	料金	単位
契約者番号変更（改番）	2750円	番号

一時中断工事費

区分	料金	単位
下記以外	3300円	装置
契約者回線番号または追加番号	2970円	番号
迷惑電話お断りサービス	3300円	番号
着信お知らせメール	3300円	番号
FAXお知らせメール	3300円	番号
フリーアクセス・ひかりワイド	3300円	FA番号
ひかり電話＃ダイヤル	3300円	＃ダイヤル番号
グループダイヤリング	3300円	事業所番号

※工事内容は　①基本工事　②交換機等工事　です。

MAX ネット光テレビに関する費用

月額利用料

区分	料金	単位
テレビ伝送サービス利用料	495 円	回線

※光回線に係る月額利用料は別途必要となります。
※放送サービスの視聴にはスカパーJSAT 株式会社との契約が別途必要となります。
■テレビ視聴サービス利用料、テレビ視聴サービス登録料について
MAX ネット光テレビを利用するにはスカパーJSAT 株式会社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」に係る下記の料金が別途必要となります。
・初期費用　「テレビ視聴サービス登録料」3080 円
・月額利用料「テレビ視聴サービス利用料」495 円

工事費

※有派遣工事において土日、及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日)、並びに 1 月 2～3 日及び 12 月 29～31 日に工事を実施する場合、割増工事費:3300 円を加算して請求いたします。

テレビ伝送サービス

区分	料金	単位
単独工事　※1	11550 円	工事
光回線と同時工事　※2	3300 円	工事

※1　工事内容は　①基本工事　②取扱所設備等工事　③映像用回線終端装置工事　です
※2　工事内容は　①取扱所設備等工事　②映像用回線終端装置工事　です。

※設備状況によっては工事費が変更となる場合があります。

接続工事（屋内同軸配線工事）

	区分	料金	単位
基本工事	単独配線工事（標準）	7150 円	工事
	（標準）新築戸建 テレビ端子測定工事	7150 円	工事
	（標準）新築戸建 テレビ 1 台までの接続工事	7150 円	工事
	共聴設備接続工事 （ホーム共聴工事）	25080 円	工事
オプション工事	宅内同軸基本工事	8250 円	工事
	ブースター設置工事	13200 円	工事
	端末接続設定工事	3630 円	工事
	テレビ端子接続工事 （壁面埋込ユニット工事）	3850 円	工事
	特殊工事	実費	工事

一時中断工事費

区分	料金	単位
一時中断の場合	3300 円	工事

※工事内容は　①基本工事　②交換機等工事　です。

再利用工事費

利用の一時中断後、再度利用を開始する場合の工事費は「工事費（テレビ伝送サービス)」と同額です。

NTT レンタル商品等の賠償に関する費用

NTT レンタル商品等をお客様の責により紛失あるいは破損した場合は相当金額の請求をさせていただきます。
またサービス解約後返却の確認が取れない場合は、ご利用いただいたレンタル商品について相当金額を請求させていただく場合があります。

相当金額

サービス	対象物品		相当金額（不課税）
MAX ネット光	回線終端装置		14000 円
	VDSL 宅内装置		3000 円
	ホームゲートウェイ	基本装置	12000 円
		増設用無線 LAN カード	1000 円
	IP 電話サービス対応ブロードバンドルーター	基本装置	14000 円
		増設用無線 LAN カード	1000 円
光テレビ	映像用回線終端装置		12000 円

※相当金額は最大額を記載しており、実際の請求は減価償却を考慮した金額となります。
また対象商品のオプションや付属品の相当金額を合わせた請求額となる場合があります。
NTT レンタル商品等の対象サービス・対象物品・相当金額は不定期で更新されます。当該事象が発生した場合はその都度ご確認をお願いいたします。

オプションサービスの種類

サービス名	内容	月額利用料金
メールアドレス		0 円
追加メールアドレス	3 アドレス単位	220 円
サーバディスク使用サービス		0 円
IPv6 接続		165 円
固定 IP	PPPoE 方式	1,980 円
固定 IP	IPoE 方式	2,200 円
Wi-Fi ルーターレンタル	スマホの Wi-Fi 接続に必須	550 円
24 時間出張修理	戸建/ひかり電話ネクスト契約者様	3,300 円
24 時間出張修理	集合住宅プラン契約者様	2,200 円
7-22 時出張修理		2,090 円
安心サポート	プロバイダ情報の設定等を電話でサポート	550 円
WEBROOT/ウイルスバスター	フルクラウド型のセキュリティサービス	550 円
データ復旧安心サービス	PC 等の喪失データを修復するサービス	550 円
オプションパック	安心サポート/WEBROOT/データ復旧のセット	1,100 円
スマホ保険サービス	訪問設定の割引と PC やスマホの総合保険	770 円
Ad guard	侵害広告のブロック、ウイルスからの保護	550 円
ゆれしる	地震予測と防災情報提供サービス	550 円
FiNCplus	健康管理アプリ	550 円
Mamorocca	元警察官による近隣トラブル解決支援	550 円
クーポンチョイス	旅行やレジャーの各施設の割引優待	770 円
LIXWAY	容量無制限の自動バックアップサービス	550 円
緊急サポートサービス	鍵、水回り等のトラブルかけつけサービス	550 円
備える店舗・オフィスの安心パック	店舗・オフィスの什器や備品の補償	1,650 円
テレキューブ	テレワープ利用専用端末	10,780 円
	ひかり電話の転送サービス	1 台プラン：1,980 円
		3 台プラン：2,772 円
		5 台プラン：3,377 円

＜電子メールアドレス＞
電子メール機能を利用するために必要なメールアドレスを提供します。
(1) 契約者は電子メールパスワードを指定します。
(2) メールアドレスに使用するホスト名およびドメイン名は当社がこれを指定します。
(3) 1 つの電子メールアドレスにおいて使用できる電子メールサーバ内ディスク容量は 3GB とします。但し、電子メールの保管期間は 60 日間、もしくは前述のディスク容量に達するまでとします。
(4) 前項(3)の制約を越える電子メールについては削除する場合があります。
(5) サービスの変更および解除の方法・規定は当社が別途定めるところによります。
(6) メールアドレス数の上限は 3 個までとします。
(7) メールアドレスを追加する場合は、メールアドレス 3 個を 1 パックとし、パック単位で追加するものとします。

＜サーバディスク使用サービス＞
基本サービス契約者からの申込により提供します。
(1) 1 ネットワーク ID に対して、1 つのサーバディスク使用機能を提供します。
(2) 当社は 1 つのサーバディスク使用機能について 1 つの URL、FTP ログイン名を付与します。
(3) 契約者は付与された FTP ログイン名およびパスワードによりコンテンツを登録・変更するものとします。
(4) WWW サーバのホスト名およびドメイン名は当社がこれを指定します。
(5) 1 つの WWW サーバディスクスペース機能において使用できるディスク容量は 1GB とします。
(6) 本機能の利用にあたって契約者が、第 22 条第 1 項各号の規定を遵守しない場合、当社は事前に契約者への通知をせずにファイルの削除を行うことができるものとします。
(7) ファイルの形式、HTML の規定等は、当社が別に定めます。
(8) サービスの変更および解除の方法・規定は当社が別途定めるところによります。

＜固定 IP（PPPoE 方式）＞
IPv4 接続で固定 IP アドレスをご利用いただく従来型のサービスです。

＜固定 IP（IPoE 方式）＞
IPv6 IPoE 接続に対応した固定 IP サービスです。10G 回線など、PPPoE 方式が利用できない回線はこちらをご利用いただきます。

＜オプションパック＞
「安心サポート」「WEBROOT/ウイルスバスター」「データ復旧安心サービス」がすべて含まれ、回線の申込と同時申込に限り、開通月を含む 3 ヶ月間無料となります。3 つのオプションのうち一部を解約する場合、残りのオプションについて通常の月額利用料金を請求します。

＜安心サポート＞
回線の申込と同時申込に限り、開通月を含む 3 ヶ月間無料となります。
ご加入中は「Wi-Fi ルーターレンタル」が無料となります。
「安心サポート」を解約した場合は翌月より「Wi-Fi ルーターレンタル」の月額利用料金を請求いたします。

＜Wi-Fi ルーターレンタル＞
解約時に端末の返却が無い場合は端末代として 11,000 円（1G 用）/33,000 円（10G 用）を請求いたします。

＜テレワープ＞

ひかり電話（基本・A のみ、オフィスプランは不可）のご契約がある方のみお申込みいただけるオプションサービスです。

その他ご契約に関する事項

サービスの変更

・申込後の基本サービスプラン変更は受け付けておりません。
・変更希望される場合は、利用中のサービスを解約の上、希望サービスプランへの再申込が必要となります。この場合ネットワーク ID、パスワード、メールアドレス、および IP アドレス等は継続利用できません。
・オプションサービス（コンテンツ）に関しては、この限りではありません。

手数料

＜事務手数料＞

契約開始月（契約者が開通のご案内を元に初回接続を行った日の属する月）に契約時の事務手数料として、4,950 円/1 契約を請求します。事務手数料は、初期契約解除が適用された場合でも請求するものとします。

＜移転手数料＞

利用場所の移転をする場合、移転手数料として 4,950 円/1 契約を請求します。

＜契約譲渡手数料＞

利用契約を譲渡する場合、譲渡月に当社所定の契約譲渡手数料を請求する場合があります。

＜事業者変更承諾番号発行手数料＞

事業者変更承諾番号を発行する場合、発行手数料として 4,950 円/1 契約を請求します。
事業者変更承諾番号は発行時点で手数料を請求いたします。未使用の場合も返金はいたしかねます。
なお事業者変更承諾番号はお申し込みから 1 週間程度でメール通知となります。

＜請求書発行手数料＞

毎月の請求書について書面での送付を希望された場合、1 通あたり 220 円を請求します。

＜解約事務手数料＞

当社指定の方法以外でのお手続きの場合、事務手数料として 4,950 円/ 1 契約を請求します。
なお公式ホームページからのお手続きの場合、事務手数料は発生いたしません。

料金の計算方法

＜基本サービスの料金計算方法および請求＞

下記に基づき、計算した料金を請求します。

(1) 利用開始月：事務手数料＋基本サービスの月額利用料
※「開通のご案内」に記載の金額を優先するものとします。
※利用開始月における基本サービスの月額利用料は、契約プランによって発生有無が異なります。

(2) 平常月：基本サービスの月額利用料
※「開通のご案内」に記載の金額を優先するものとします。

(3) 解約月：基本サービスの月額利用料＋解約違約金
※解約月は末日までサービスを提供します。（ただし第 27 条による利用契約の解除の場合を除く。）解約月の基本サービス月額利用料の日割り計算は行いません。
※3 年割でのご契約の場合、契約期間内の解約には違約金としてご契約プランの基本サービス利用料金 1 ヶ月相当額を請求します。（「開通のご案内」に記載の金額を優先するものとします。）
契約期間の満了を迎える際に契約者より解約の申し出が無い場合、同一条件にて契約を自動更新するものとします。契約期間満了月に利用契約が解約された場合、または初回接続前に利用契約が解約された場合は、違約金は発生しないものとします。
無料解約期間：契約開始（初回ログイン）月の翌月を 1 ヶ月目として起算し、36 ヶ月目から 38 ヶ月目までの 3 ヶ月間を更新月（契約解除料が発生しない期間）とします。
解約のお申し出は毎月 20 日までの受付で当月末解約、21 日以降のお申し出は翌月末での解約となります。
※更新月内であっても、解約受付日によっては解約日が翌月となる場合がありますのでご注意ください。

＜オプションサービスの料金計算方法および請求＞

下記に基づき、計算した料金を請求します。

(1) 利用開始月：オプションサービスの月額利用料
※利用開始月におけるオプションサービスの月額利用料は、契約サービスによって発生有無が異なります。

(2) 平常月：オプションサービスの月額利用料

(3) 解除月：オプションサービスの月額使用料
※解約月は末日までサービスを提供します。（ただし、第 27 条による利用契約の解除の場合を除く。）解約月のオプションサービスの月額利用料は 1 ヶ月分を請求します。日割り計算は行いません。
※3 ヶ月無料のオプションに関しては、2 ヶ月目までの解約の場合、オプションサービス月額利用料の違約金が発生します。3 ヶ月目以降の解約、または料金の請求が発生しているオプションに関しては、利用期間に関わらず違約金は発生しません。
（オプションパックについては 1 つのオプションのみの解約であれば違約金は発生しません。）

支払方法

下記のいずれかの支払方法を申込時に申請し、当社指定の方法で必ず手続きを行うものとします。

・口座振替
・クレジットカード

なお支払登録の完了をもって接続情報（ID・パスワード）を通知します。口頭での通知は行っておりません。